

吸収分割に関する事前開示書面
(吸収分割に関する事前備置書面)

2026年2月26日

株式会社トライアルホールディングス

株式会社 TRIALS

2026年2月26日

福岡市東区多の津一丁目12番2号
株式会社トライアルホールディングス
代表取締役社長 永田 洋幸

福岡市東区多の津一丁目12番2号
株式会社 TRIALS
代表取締役社長 永田 洋幸

吸収分割に関する事前開示書面

(吸収分割承継会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく事前開示事項)

(吸収分割会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく事前開示事項)

株式会社トライアルホールディングス（以下「吸収分割承継会社」という。）及び株式会社 TRIALS（以下「吸収分割会社」という。）は、2026年2月24日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、吸収分割会社の株式会社トライアルカンパニーの管理事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）を行うこととしました。よって、下記記載のとおり、本件分割に関する事前開示をいたします。

なお、本件分割は完全親子会社間の無対価での吸収分割につき、吸収分割承継会社においては会社法第796条第2項に定める簡易吸収分割、吸収分割会社においては会社法第784条第1項に定める略式吸収分割となります。

記

1. 吸収分割契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

本件分割に際して、吸収分割承継会社の株式その他の金銭等の交付は行いません。吸収分割会社は、吸収分割承継会社の完全子会社であるため、当該取扱いは妥当であると判断しております。

3. 吸収分割に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項

【吸収分割承継会社】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収分割承継会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局へ提出しております。最終事業年度に係る計算書類等につきましては、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム (EDINET)」又は吸収分割承継会社の下記の Web サイトによりご覧いただけます。

<https://trial-holdings.inc/ir/library/securities/>

(2) 最終事業年度の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

吸収分割承継会社は、2025年7月1日付で株式会社西友の全株式を取得し、子会社化しました。これに伴い、財務上の特約が付された金銭消費貸借契約を株式会社三菱UFJ銀行と締結し、2025年7月1日に借入を実行しました。

【吸収分割会社】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収分割会社は最終事業年度がありませんので、吸収分割会社の成立の日における貸借対照表の内容を別紙2に記載しております。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

吸収分割会社は、2026年2月24日付で、吸収分割会社の完全子会社である株式会社トライアルカンパニーとの間で吸収分割契約を締結しており、2026年4月1日を効力発生日として、本件分割の効力発生に先立ち、吸収分割会社の株式会社西友及び株式会社STリテールの管理事業に関して有する権利義務を株式会社トライアルカンパニーへ承継させる予定です。

6. 吸収分割承継会社及び吸収分割会社の債務の履行の見込みに関する事項

本件分割の効力発生日後の吸収分割承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件分割の効力発生日後の吸収分割承継会社の収益及びキャッシュフローの状況について、吸収分割承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。従いまして、本合併の効力発生日後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込はありと判断しております。

吸収分割会社においては、債務の額が少額かつその大部分が関係会社への債務であり、また吸収分割承継会社の完全子会社であることから、第三者への債務の履行に支障を及ぼすことはないとは判断しております。

7. 吸収分割契約等備置開始日後の上記各事項の変更

吸収分割契約等備置開始日後、上記事項に変更が生じたときは、直ちに開示いたします。

以上

別紙 1

吸収分割契約書

吸収分割契約書

株式会社 TRIALS（以下「甲」という。）と株式会社トライアルホールディングス（以下「乙」という。）とは、甲を吸収分割会社とし、乙を吸収分割承継会社として、甲が第1条所定の事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）について、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本件分割）

甲は、本契約に従い、吸収分割の方法により、甲の株式会社トライアルカンパニーの管理事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙は、これを承継する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、下記のとおりである。

記

甲：商号 株式会社 TRIALS
住所 福岡市東区多の津一丁目12番2号
乙：商号 株式会社トライアルホールディングス
住所 福岡市東区多の津一丁目12番2号

第3条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項）

乙が甲から承継する権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。なお、本契約締結後効力発生日までに甲に新たに帰属するに至った本件事業に関する権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」の記載に従い、承継対象権利義務に含むものとする。

- 2 甲から乙に対する本件分割による債務の承継については、重畳的債務引受けの方法によるものとする。ただし、甲乙間においては、乙が当該債務の全部を負担するものとし、甲が当該債務について履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額を求償することができる。
- 3 承継対象権利義務のうち資産及び負債については、甲の効力発生日（第6条に定義する。）現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎として確定する。

第4条（分割対価の交付）

乙は、本件分割に際して、甲に対して一切の対価を支払わない。

第5条（乙の資本金等の額）

本件分割により、乙の資本金及び準備金の額は増加しない。

第6条（吸収分割が効力を生ずる日）

本件分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和8年4月1日とする。ただし、本件分割は、甲の株式会社西友及び株式会社STリテールの管理事業に関して有する権利義務を株式会社トライアルカンパニーに承継させる旨の令和8年2月24日付吸収分割契約に基づく吸収分割（以下「TRZ-TRC分割」という。）の効力発生を停止条件として効力が発生するものとし、TRZ-TRC分割の効力発生の直後に本件分割の効力が発生するものとする。また、分割手続上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議により効力発生日を変更することができるものとする。

第7条（株主総会による承認等）

本件分割は、甲においては会社法第784条第1項の規定に基づき、乙においては同法第796条第2項の規定に基づき、それぞれ本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

第8条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって各業務を遂行し、かつ、一切の財産の管理を行う。

第9条（競業避止義務）

甲は、本件分割の効力発生日後においても、乙が承継する本件事業について、会社法第21条に基づく競業避止義務を負わないものとする。

第10条（条件の変更及び解除）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の理由により、甲若しくは乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合又は隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲及び乙が協議の上、本契約を変更し、又は解除することができる。

第 11 条（協議事項）

本契約に規定のない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠意をもって協議の上解決する。

本契約の締結を証するため本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、乙は原本を保有し、甲はその写しを保有する。

令和8年2月24日

福岡市東区多の津一丁目12番2号

(甲) 株式会社 TRIALS

代表取締役 永田 洋幸

福岡市東区多の津一丁目12番2号

(乙) 株式会社 トライアルホールディングス

代表取締役 永田 洋幸

承継権利義務明細表

乙が甲から承継する資産、債務、その他の権利義務は、本件分割の効力発生日において甲に属する次に記載する権利義務とする。

1. 承継すべき資産・負債

甲が本件事業に関して有する固定資産

2. 契約上の地位

（１）本件事業に関連して締結した契約及びこれに基づく個別契約その他の契約上の地位及びこれらに付随する権利義務。

（２）前号に関わらず、本件事業以外の甲の事業にも関連して締結された契約及びこれに基づく本件事業以外の甲の事業に関連する個別契約は乙に承継されない。

3. 承継すべき雇用契約等

効力発生日において、甲に属する従業員のうち本件事業に従事する従業員がいる場合には、すべての当該従業員を対象として乙は甲の労働契約上の地位を承継する。

4. 承継すべき許認可等

効力発生日において、甲が保有している本件事業に係る許可、認可、承認登録等のうち、法令上承継が可能であり、甲が乙への承継する必要があると判断したもの。

以 上

別紙 2

最終事業年度に係る計算書類等の内容
【吸収分割会社】

開始貸借対照表

2025年 11月 4日現在

株式会社TRIALS

(単位:百万円)

資 産 の 部		純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【固定資産】		【株主資本】	
関係会社株式	126,653	資本金	100
		資本剰余金	126,553
		資本準備金	100
		その他資本剰余金	126,453
資産合計	126,653	純資産合計	126,653